

競争的資金に係る研究活動の不正行為への対応に関する指針

平成27年10月1日
防衛装備庁

目次

第1	本指針の目的	2
第2	研究活動の不正行為等の対象と定義	2
1	対象とする研究活動	2
2	対象とする研究者と研究機関	3
3	対象とする研究活動における不正行為	3
第3	本指針における研究不正行為に対する基本的考え方	3
1	研究不正行為に対する基本姿勢	3
2	研究者、研究コミュニティ等の自立・自己規律と研究機関の管理責任	4
第4	研究不正行為の事前防止のための取組	4
1	研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上	4
2	研究機関における一定期間の研究データの保存・開示	5
3	防衛省装備庁による確認	5
第5	研究不正行為への対応	5
1	研究不正行為の発生防止及び発生に備えた体制整備等	5
2	研究不正行為の告発の受付等	6
3	研究不正行為の告発に係る事案の調査	9
4	告発者及び被告発者に対する措置	16
第6	研究不正行為と認定された者に対する防衛装備庁の措置	18
1	防衛装備庁による措置等	18
2	措置の対象とする研究者	18
3	措置の内容	18
4	措置と訴訟との関係	20
第7	防衛装備庁による研究機関に対する措置等	21
1	研究機関の組織としての適切な対応の確保	21
2	研究機関に対する措置	21
第8	措置内容の公表	22
第9	措置内容等の公募要領等への記載	22
第10	履行状況調査の実施	22

第1 本指針の目的

研究活動における不正行為への対応については、平成18年2月28日、総合科学技術会議が「研究上の不正に関する適切な対応について」を取りまとめ、研究費の提供を行う府省（以下「関係府省」という。）及び機関に対し、不正が明らかになった場合の研究費の取扱いについてあらかじめ明確にすること、また、研究費の配分先となる研究機関に対し、研究活動における不正行為に関する規程の整備等の所要の措置を講じることを求めた。

他方、近年、我が国の科学技術の研究の現場で研究活動における不正行為が少なからず発生し、その中には我が国の研究成果について疑義を投げかけるような事案も発生している。こうした状況を踏まえ、総合科学技術・イノベーション会議は、平成26年9月19日に「研究不正行為への実効性ある対応に向けて」を取りまとめ、研究者、学会等の研究者コミュニティ、大学等の研究機関、資金配分機関及び関係府省に対して、それぞれの立場や状況、研究分野や大学等の研究機関の多様性に応じて、研究活動における不正行為に係る更なる対応を求めた。

競争的資金である安全保障技術研究推進制度における研究活動においても、その不正行為に対して適切に対応する必要があるため、研究活動の不正行為への対応に関する指針を定めるものである。

本指針は、関係府省による同様な取組との整合に配慮しつつ、研究活動の不正行為に対する基本的な考え方を明らかにした上で、研究活動の不正行為を抑止する研究者及び研究機関による取組を促すとともに、防衛装備庁及び研究機関が研究者による不正行為に適切に対応するため、それぞれの機関が整備すべき事項等、統一的な指針を定めたものである。

各機関においては、本指針に沿って、研究活動における不正行為に対応する適切な仕組みを整えることを求めるものである。

なお、今後の本指針に基づく各機関の対応状況を見守りつつ、必要に応じて本指針を見直すこととする。

第2 研究活動の不正行為等の対象と定義

1 対象とする研究活動

本指針の対象とする研究活動は、安全保障技術研究推進制度において配分する研究資金（以下単に「研究資金」という。）によって行われる科学技術の研究活動である。なお、研究活動とは、先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイデア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為のことをいう。

2 対象とする研究者と研究機関

本指針の対象とする研究者は、上記1に規定する研究活動を行っている研究者である。また、本指針の対象となる研究機関は、それらの研究者が所属する研究機関又は研究資金の配分を受けている研究機関であり、大学、高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人及び地方独立行政法人、民間の研究機関（民間企業の研究部門を含む。）、研究を主な事業目的とする公益社団法人・公益財団法人・一般社団法人・一般財団法人・特定非営利活動法人及び特殊法人が該当し、これらを本指針では単に「研究機関」という。

3 対象とする研究活動における不正行為

本指針の対象とする研究活動における不正行為（以下「研究不正行為」という。）は、上記1の研究活動において発表された論文、学会発表、成果報告書等の研究成果及び研究資金獲得のための研究計画書（以下「論文等」という。）を意図的に「捏造」、「改ざん」及び「盗用」する行為とし、それぞれの定義は以下のとおりとする。ただし、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為に当たらない。

ア 捏造

存在しないデータや研究結果等を作成すること。

イ 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データや研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

第3 本指針における研究不正行為に対する基本的考え方

1 研究不正行為に対する基本姿勢

科学技術の研究は、過去からの研究成果の集大成を受け継ぎ、発展させて未来へ受け渡していく営みであり、研究不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであるという意味において、科学そのものに対する背信行為である。また、科学技術の研究は未知への挑戦、知の蓄積・伝承、社会的課題の解決、国や国民の安全・安心、国民生活の質の向上などに貢献するものとして、社会・国民からの大きな信頼の上に成り立つべきものである。研究不正行為は、国民との社会契約に背き、科学技術の研究の根幹を成す社会的な信頼や負託を失うことにもつながる。

このため、研究不正行為には厳正に対処する必要がある。これらのことを個々

の研究者はもとより、研究者コミュニティや研究機関は理解して、研究不正行為に対して厳しい姿勢で臨まなければならない。

なお、研究不正行為への対応の取組が厳正なものでなければならないことは当然であるが、こうした取組によって研究を萎縮させるものとなってはならず、むしろ研究不正行為への対応が研究を活性化させるものであるという本来の趣旨を忘れてはならない。

2 研究者、研究コミュニティ等の自立・自己規律と研究機関の管理責任

研究の公正性を維持する一義的な責任は研究者が負うものであり、研究不正行為に対する対応は、研究者の倫理と社会的責任の問題として、その防止とあわせ、まずは研究者自らの規律並びに研究者コミュニティ及び研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。研究者は、研修や日々の研究活動を通じて、研究者に求められる倫理規範（以下「研究者倫理」という。）を継続的に学び、これに基づいて公正に研究を遂行するとともに、自ら習得した研究者倫理を、日々の研究活動を通じて後進に伝えるなどにより、高い規律が自律的に維持される風土の醸成に努める必要がある。

こうした研究者自身や研究者コミュニティの自律を基本としながらも、研究者が所属する研究機関が責任をもって研究不正行為の防止に関わることにより、研究不正行為が起こりにくい環境が作られるよう対応の強化を図る必要がある。研究機関においては、特に、組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化や、研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育（以下「研究倫理教育」という。）の実施、研究の公正性を維持する仕組みの構築と運用の実効性の向上など、研究不正行為を未然に防止する取組を推進すべきである。また、研究不正行為の疑いが生じた場合に迅速かつ的確に対応できるよう備えておき、研究不正行為と判定された場合には、再発防止のため徹底した検証と実効性ある対策を行うことが重要である。

第4 研究不正行為の事前防止のための取組

1 研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上

研究不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するためには、研究機関において、研究倫理教育を確実に実施することなどにより、研究者倫理を向上させることが重要である。研究倫理教育の実施に当たっては、研究者の基本的責任、研究活動に対する姿勢などの研究者の行動規範のみならず、研究分野の特性に応じ、例えば、研究データとなる実験・観察ノート等の記録媒体の作成（方法等を含む）・保管や実験試料・試薬の保存、論文作成の際の各研究者間における役割分担・責任関係の明確化など、研究活動に関して守るべき作法についての知識や

技術を研究者等に修得・習熟させることが必要である。

研究倫理教育の実施に当たっては、研究機関では、それぞれ所属する研究者に加え、将来研究者を目指す人材や研究支援人材など、広く研究活動にかかわる者を対象に実施する必要がある。その際、例えば、民間企業からの研究者などが研究機関において一時的に共同研究を行う場合であっても、当該研究機関において研究倫理教育を受講できるよう配慮する必要がある。

このため、研究機関においては、研究倫理教育に関する責任者を設置するなど必要な体制整備を図り、所属する研究者、研究支援人材など、広く研究活動にかかわる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施することにより、研究者等に研究者倫理に関する知識を定着、更新させることを求める。このような自律性を高める取組は、学生や若手研究者の研究活動を指導する立場の研究者が自ら積極的に取り組むべきである。研究機関全体として、研究倫理教育を徹底し研究者としての規範意識を向上していくため、このような指導的立場の研究者に対しても、一定期間ごとに研究倫理教育に関するプログラムを履修させることが適切である。

2 研究機関における一定期間の研究データの保存・開示

研究機関においては、研究者に対し、研究活動で得られた成果に関して客観的で検証可能な研究データを一定期間保存し、必要な場合に開示することを義務付ける旨の規程を設け、その適切かつ実効性のある運用を行うことが必要である。なお、保存又は開示すべき研究データの具体的な内容やその期間、方法、開示する相手先については、データの性質や研究分野の特性等を踏まえることが適切である。

3 防衛装備庁による確認

防衛装備庁においては、研究資金の委託契約締結時に、研究機関における行動規範や研究倫理教育について確認するとともに、配分先研究機関における行動規範の設置状況等についての調査を第10の履行状況調査などにおいて行う。

第5 研究不正行為への対応

1 研究不正行為の発生防止及び発生に備えた体制整備等

研究機関及び防衛装備庁（以下「研究機関等」という。）においては、本節を踏まえて、研究不正行為の疑いが生じたときの調査手続や方法等に関する規程や仕組み・体制等を適切に整備することが求められる。規程や体制の整備の際、特に、研究不正行為に対応するための責任者を明確にし、責任者の役割や責任の範囲を定めること、告発者を含む関係者の秘密保持の徹底や告発後の具体的な手続を明確にすること、研究不正行為について本調査の実施の決定その他の報告を防衛装備庁に行うよう規定すること、研究不正行為の疑いに関し公表する調査結果

の内容（項目等）を定めることが求められる。また、規程・体制整備の状況は公表するものとする。

ただし、研究機関が民間企業であって、企業活動上、社内規程等を外部に公表することが困難な場合は、防衛装備庁への報告をもって公表に代えることができる。また、中小企業など、内部規程の制定が困難な研究機関の場合は、規程整備に努めつつ体制整備を適切に行うこととする。

2 研究不正行為の告発の受付等

(1) 告発の受付体制

ア 受付窓口の設置

研究機関等は、研究不正行為に関する告発（当該研究機関等の職員による告発のみならず、外部の者によるものを含む。以下同じ。）を受け付け、又は告発の意思を明示しない相談を受ける窓口（以下「受付窓口」という。）を設置しておくものとする。なお、このことは必ずしも新たに部署を設けることを意味しない。

また、研究機関等は、受付窓口の設置に当たって、告発者が告発の方法を書面、電話、FAX、電子メール、面談など自由に選択できるように受付窓口の体制を整えなければならない。なお、受付窓口について、客観性や透明性を向上する観点から、第三者にその業務を委託することができる。

ただし、研究機関が第三者に受付窓口業務を委託する場合は、あらかじめ、防衛装備庁の承認を得なければならない。

イ 受付窓口の周知

研究機関等は、設置する受付窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを定め、当該研究機関等内外に周知する。

ウ 利害関係者の関与防止と責任者の指定等

研究機関等は、告発の受付や調査・事実確認（以下単に「調査」という。）を行う者が自己との利害関係を持つ事案に関与しないよう取り計らうものとする。

また、告発の受付から調査に至るまでの体制について、研究機関等はその責任者として適切な地位にある者を指定し、必要な組織を構築して企画・整備・運営を行うものとする。

(2) 告発の取扱い

ア 告発の方法

告発は、受付窓口に対する書面、電話、FAX、電子メール、面談などを通じて、研究機関等に直接行われるべきものとする。

イ 告発の受付

原則として、告発は顕名により行われ、研究不正行為を行ったとする研究者・グループ、研究不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受け付ける。ただし、匿名による告発があった場合、研究機関等は告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

ウ 告発の回付

告発があった研究機関等が調査を行うべき機関に該当しないときは、第5の3の(1)により調査機関に該当する研究機関等に当該告発を回付する。回付された研究機関等は当該研究機関等に告発があったものとして当該告発を取り扱う。また、第5の3の(1)により、告発があった研究機関等に加え、ほかにも調査を行う研究機関等が想定される場合は、告発を受けた研究機関等は該当する研究機関等に当該告発について通知する。

エ 告発の受付の通知

書面による告発など、受付窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法によって告発がなされた場合は、研究機関等は告発者（匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は顕名による告発者として取り扱う。以下同じ。）に、告発を受け付けたことを通知する。

オ 告発の意思を明示しない相談の取扱い

告発の意思を明示しない相談については、相談を受けた研究機関等はその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。

カ 研究不正行為の働きかけ等の告発・相談の取扱い

研究不正行為が行われようとしている、又は研究不正行為を求められているという告発・相談については、告発・相談を受けた研究機関がその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行うものとする。ただし、告発・相談を受けた研究機関は、当該機関が被告発者の所属する研究機関でないときは、被告発者の所属する研究機関に事案を回付することができる。被告発者の所属する研究機関でない機関が警告を行った場合は、当該機関は被告発者の所属する研究機関及び防衛装備庁に警告の内容等について通知する。

(3) 告発者・被告発者の取扱い

ア 告発者等の情報保全

研究機関等は、告発を受け付ける場合、個室で面談したり、電話や電子メールなどを窓口の担当職員以外は見聞できないようにする等、告発内容、告発者（上記(2)のオ及びカにおける相談者を含む。以下(3)において同じ。）の

秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。

また、研究機関等は、受付窓口に寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

ただし、調査事案が漏えいした場合、研究機関等は告発者及び被告発者の了解を得て、調査中かどうかにかかわらず必要に応じて調査事案について公に説明することができる。なお、告発者又は被告発者の責により漏えいした場合は、当人の了解は不要とする。

イ 悪意に基づく告発の防止

研究機関等は、悪意（被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく告発を防止するため、告発は原則として顕名によるもののみ受け付けることや、告発には不正とする科学的な合理性のある理由を示すことが必要であること、告発者に調査に協力を求める場合があること、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発があり得ることなどを当該研究機関等内外にあらかじめ周知する。

ウ 告発者・被告発者に対する不利益な取扱いの禁止

研究機関等は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

また、研究機関等は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

(4) 告発の受付によらないものの取扱い

ア 告発の意思を明示しない相談の取扱い

上記2の(2)のオに規定する告発の意思を明示しない相談については、告発の意思表示がなされない場合であっても、研究機関の判断でその事案の調査を開始することができる。

イ 研究不正行為の疑いが報道等に指摘された場合の取扱い

学会等の研究者コミュニティや報道により研究不正行為の疑いが指摘された場合は、当該研究不正行為を指摘された者が所属する研究機関に告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

ウ 研究不正行為の疑いがインターネット上に指摘された場合の取扱い

研究不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（研究不正行為を行ったとする研究者・グループ、研究不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）ことを、当該研究不正行為を指摘された者が所属する研究機関が確認した場合、当該研究機関に告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

3 研究不正行為の告発に係る事案の調査

(1) 調査を行う機関

ア 自らの研究機関に所属する研究者に係る研究不正行為の告発があった場合、原則として、当該研究機関が告発された事案の調査を行う。

イ 被告発者が複数の研究機関に所属する場合、原則として被告発者が告発された事案に係る研究活動を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の研究機関が合同で調査を行うものとする。ただし、中心となる研究機関や調査に参加する研究機関については、関係研究機関間において、事案の内容等を考慮して別の定めをすることができる。

ウ 被告発者が現に所属する研究機関と異なる研究機関で行った研究活動に係る告発があった場合、現に所属する研究機関と当該研究活動が行われた研究機関とが合同で、告発された事案の調査を行う。

エ 被告発者が、告発された事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた研究機関を既に離職している場合、現に所属する研究機関が、離職した研究機関と合同で、告発された事案の調査を行う。被告発者が離職後、どの研究機関にも所属していないときは、告発された事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた研究機関が、告発された事案の調査を行う。

オ 上記アからエまでによって、告発された事案の調査を行うこととなった研究機関は、被告発者が当該研究機関に現に所属しているかどうかにかかわらず、誠実に調査を行わなければならない。

カ 調査を行うべき研究機関による調査の実施が極めて困難であると、防衛装備庁が特に認めた場合は、防衛装備庁が調査を行う。この場合、本来調査を行うべき研究機関は防衛装備庁から協力を求められたときは、誠実に協力しなければならない。

キ 研究機関は他の機関や学会等の研究者コミュニティに、また、防衛装備庁は告発された事案に係る研究活動の分野に関連がある機関や学会等の研究者コミュニティに、調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求めることができる。このとき、上記2の(3)のア及び3は、委託された機関等又は調査に協力する機関等について準用されるものとする。なお、研究機関が

他の機関や学会等の研究者コミュニティに調査を委託する場合、あらかじめ防衛装備庁の了承を得る。

(2) 告発に対する調査体制・方法

ア 予備調査

(ア) 予備調査の方法

上記(1)により調査を行う機関（以下「調査機関」という。）は、告発を受け付けた後速やかに、告発された研究不正行為が行われた可能性、告発の際示された科学的な合理性のある理由の論理性、告発された事案に係る研究活動の公表から告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、又は被告発者が所属する研究機関が定める保存期間を超えるか否かなど告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行う。調査機関は、下記イの(イ)の調査委員会を設置して予備調査に当たらせることができる。

ただし、告発が行われる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯・事情を含め、研究不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(イ) 本調査実施の判断

調査機関は、予備調査の結果、告発がなされた事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合、本調査を行う。調査機関は、告発を受け付けた後、本調査を行うか否か決定するまでの期間の目安（例えば、目安として30日以内）を当該調査機関の規程にあらかじめ定めておく。

(ウ) 本調査未実施における告発者への通知

本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。調査機関が研究機関であるときは、研究機関は防衛装備庁に本調査を行わない旨通知する。

(エ) 予備調査に係る資料等の保存と公開

調査機関は予備調査に係る資料等を保存し、防衛装備庁や告発者の求めに応じ開示するものとする。ただし、予備調査に係る資料等のうち、公開について疑義がある情報が含まれると調査機関が認める場合は、調査機関は、防衛装備庁と協議する。

イ 本調査

(ア) 通知・報告

調査機関は、本調査を行うことを決定した場合、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。なお、被告発

者が調査機関以外の機関に所属している場合は、これに加え当該所属機関にも通知するとともに、調査機関が研究機関であるときは、研究機関は防衛装備庁にも通知する。告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう周到に配慮する。

また、調査機関は、本調査の実施の決定後、実際に本調査が開始されるまでの期間の目安（例えば、目安として30日以内）を当該調査機関の規程にあらかじめ定める。

(イ) 調査体制

調査機関は、本調査に当たっては、当該調査機関に属さない外部有識者を含む調査委員会を設置する。この調査委員会は、調査委員の半数以上が外部有識者によって構成し、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係（例えば、研究不正行為を指摘された研究活動が論文のとおり成果を得ることにより特許や技術移転等に利害があるなど）を有しない者でなければならない。なお、調査委員会の調査機関内の位置づけについては、調査機関内において定めること。

また、調査機関は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとし、告発者及び被告発者は、あらかじめ調査機関が定めた期間内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、調査機関は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(ウ) 調査方法

本調査は、告発された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより行う。この際、被告発者の弁明の聴取が行われなければならない。

また、告発された研究不正行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が再実験などにより再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し調査機関により合理的に必要と判断される範囲内において、これを行う。その際、調査委員会の指導・監督の下に行うものとする。

(エ) 調査委員会の調査権限

上記(ウ)に関して、調査機関は、調査委員会の調査権限について定め、告

発者及び被告発者などの関係者に対して周知する。この調査権限に基づく調査委員会の調査に対し、関係者は誠実に協力しなければならない。

また、調査機関以外の機関において調査を行う場合、調査機関は当該機関に協力を要請する。協力を要請された当該機関は誠実に協力しなければならない。

(オ) 調査の対象となる研究活動

調査の対象には、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究活動も含めることができる。

(カ) 証拠の保全措置

調査機関は、本調査に当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。この場合、告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が調査機関となっていないときは、当該研究機関は調査機関の要請に応じ、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。これらの措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限しない。

(キ) 調査の中間報告

調査機関が研究機関であるときは、防衛装備庁の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を防衛装備庁に提出するものとする。

(ク) 調査における研究又は技術上の情報の保護

調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることがないように十分配慮する。

(3) 研究不正行為等の認定

ア 本調査期間

調査機関は、本調査の開始後、調査委員会が調査した内容をまとめるまでの期間の目安（例えば、目安として150日以内）を当該調査機関の規程にあらかじめ定めておく。

イ 調査委員会による認定事項

(ア) 研究不正行為の認定

調査委員会は、上記アの期間を目安として調査した内容をまとめ、研究不正行為が行われたか否か、研究不正行為と認定された場合はその内容、研究不正行為に関与した者とその関与の度合い、研究不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定する。

(イ) 悪意に基づく告発の認定

研究不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(ウ) 認定の報告

上記(ア)又は(イ)について認定を終了したときは、調査委員会は直ちにその設置者たる調査機関に報告する。

ウ 研究不正行為の疑義への説明責任

調査委員会の調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑義を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続に則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

エ 研究不正行為か否かの認定

(ア) 研究不正行為の認定に関する基本的考え方

調査委員会は、上記ウにより被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、研究不正行為か否かの認定を行う。証拠の証明力は、調査委員会の判断に委ねられるが、被告発者の研究体制、データチェックのなされ方など様々な点から客観的不正行為事実及び故意性等を判断することが重要である。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として研究不正行為と認定することはできない。

(イ) 研究不正行為に関する証拠と認定の関係

研究不正行為に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明及びその他の証拠によって、研究不正行為であるとの疑いが覆されないときは、研究不正行為と認定される。また、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、研究不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。

ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、災害などのその責によらない理由により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。また、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在などが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や被告発者が所属する、又は告発に係る研究活動を行っていたときに所属してい

た研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合についても同様とする。

なお、上記ウの説明責任の程度及び上記の本来存在するべき基本的要素については、研究分野の特性に応じ、調査委員会の判断に委ねられる。

オ 調査結果の通知及び報告

(ア) 調査結果の告発者等への通知

調査機関は、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。被告発者が調査機関以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知する。

(イ) 調査結果の報告

調査機関が研究機関であるときは、上記(ア)の調査結果を防衛装備庁に報告する。

(ウ) 悪意に基づく告発の認定の通知及び報告

調査委員会が悪意に基づく告発について認定を行った場合は、調査機関は告発者の所属機関に通知する。調査機関が研究機関であるときは、防衛装備庁にも通知する

カ 不服申立て

(ア) 研究不正行為の認定に係る不服申立て

研究不正行為と認定された被告発者は、あらかじめ調査機関が定めた期間内に、調査機関に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

(イ) 悪意に基づく告発の認定に係る不服申立て

告発が悪意に基づくものと認定された被告発者（被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。この場合の認定については、上記(3)のイの(イ)を準用する。）は、その認定について、上記(ア)の例により不服申立てをすることができる。

(ウ) 不服申立ての審査機関

不服申立ての審査は調査委員会が行う。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、調査機関は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせる。ただし、調査機関が当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

(エ) 不服申立てによる研究不正行為の再調査の判断

研究不正行為があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立

てについて、調査委員会（上記(ウ)の調査委員会に代わる者を含む。以下において同じ。）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに調査機関に報告し、調査機関は被告発者に当該決定を通知する。調査機関が研究機関であるときは、防衛装備庁にも通知する。この際、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、調査機関は以後の不服申立てを受け付けないことができる。

(ア) 不正行為の再調査における被告発者に対する協力要請

上記(ア)の不服申立てについて、再調査の決定を行った場合には、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに調査機関に報告し、調査機関は被告発者に当該決定を通知する。調査機関が研究機関であるときは、防衛装備庁にも通知する。

(カ) 告発者等への通知

調査機関は、被告発者から研究不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者に通知するとともに、調査機関が研究機関であるときは、防衛装備庁にも通知する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(キ) 再調査に伴う先の調査結果の取扱い

調査委員会が再調査を開始した場合は、当該調査委員会を置く調査機関の規程にあらかじめ定める期間（例えば、目安として50日）内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに調査機関に報告する。また、調査機関は当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知するとともに、調査機関が研究機関であるときは、防衛装備庁にも通知する。

(ク) 悪意に基づく告発の認定に係る不服申立てに関する通知等

上記(イ)の悪意に基づく告発の認定をされた告発者から不服申立てがあった場合、調査機関は、告発者が所属する機関及び被告発者に報告する。調査機関が研究機関であるときは、防衛装備庁にも報告する。

(ケ) 悪意に基づく告発の認定に係る再調査

上記(イ)の不服申立てについては、調査委員会は相当の期間（おおむね30日）内に再調査を行い、その結果を直ちに調査機関に報告するものとす

る。調査機関は、この審査の結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。調査機関が研究機関であるときは、防衛装備庁にも報告する。

キ 調査資料の提出

調査機関が研究機関であるときは、防衛装備庁は、調査機関に対して事案の調査が継続中であっても、当該事案について上記(2)のイの(キ)で規定する中間報告の他に必要な追加資料の提出又は閲覧を求めることができる。当該調査機関は、調査に支障がある等正当な事由がなければ、これを拒むことができない。防衛装備庁は、提出された資料について、下記4及び第6のために使用する他に使用してはならない。

ク 調査結果の公表

調査機関は、研究不正行為が行われたとの認定があった場合は、調査結果を公表する。

調査機関は、研究不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。悪意に基づく告発の認定があったときは、調査結果を公表する。

なお、公表する調査結果の内容（項目等）は、調査機関の定めるところによる。

4 告発者及び被告発者に対する措置

告発者及び被告発者等に対する、調査中又は認定から防衛装備庁による措置等がなされるまでの間などにおいて、研究機関又は防衛装備庁がとる措置は以下のとおりとする。

(1) 調査中における一時的措置

ア 研究機関による支出停止

被告発者が所属する研究機関は、本調査を行うことが決まった後、調査機関から調査結果の通知を受けるまでの間、告発された研究に係る研究費の支出を停止することができる

イ 防衛装備庁による使用停止・保留等

(ア) 防衛装備庁による使用停止

上記3の(2)のイの(キ)による中間報告を受けた防衛装備庁は、本調査の対象となっている被告発者に対し、調査機関から調査結果の通知を受けるまでの間、当該事案に係る研究費の使用停止を命ずることができる。

(イ) 防衛装備庁による保留等

上記3の(2)のイの(キ)による中間報告を受けた防衛装備庁は、本調査の

対象となっている被告発者に対し、調査機関から調査結果の通知を受けるまでの間、被告発者に交付決定した当該研究に係る研究費の交付停止（既に一部交付している場合の未交付分の交付停止を含む。）や、既に別に被告発者から申請されている研究資金について、採択の決定、あるいは採択決定後の研究費の交付を保留（一部保留を含む。）することができる。

(2) 研究不正行為等が行われたと認定された場合の緊急措置等

ア 研究資金の使用中止

研究不正行為が行われたとの認定があった場合、防衛装備庁並びに研究不正行為に関与したと認定された者及び研究不正行為に関与したとまでは認定されないものの、研究不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（以下「被認定者」という。）が所属する研究機関は、当該被認定者に対し、直ちに当該研究資金の使用中止を命ずる。

イ 研究機関による処置等

研究機関は、所属する被認定者に対し、内部規程に基づき適切な処置をとるとともに、研究不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するものとする。

(3) 研究不正行為が行われなかったと認定された場合の措置

ア 研究機関による支出停止等の解除

研究不正行為が行われなかったと認定された場合、防衛装備庁及び被告発者が所属する研究機関は、本調査に際してとった研究費支出の停止や採択の保留等の措置を解除する。証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立て期間が経過した後、又は、不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

イ 調査関係者等への周知

調査機関は、当該事案において研究不正行為が行われなかった旨を調査関係者に対して周知する。また、当該事案が調査関係者以外に漏えいしている場合は、調査関係者以外にも周知する。

ウ 研究不正行為を行われなかったと認定された者の名誉回復等

防衛装備庁及び被告発者が所属する研究機関は、上記イに準じて周知をするなど、研究不正行為を行われなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。

エ 悪意に基づく告発に対する研究機関による措置

告発が悪意に基づくものと認定された場合、告発者が研究機関に属する者であるときは、当該研究機関は当該者に対し、内部規程に基づき適切な処置

を行う。

第6 研究不正行為と認定された者に対する防衛装備庁の措置

1 防衛装備庁による措置等

防衛装備庁は、調査機関から研究不正行為を認定した調査結果が提出され、それを確認した場合は、当該調査結果の内容を踏まえ、次の2及び3の措置を講じるとともに、決定した措置及びその対象者等について、措置の対象者及びその者が所属する研究機関に通知する。また、防衛装備庁は、当該措置及びその対象者等について、関係府省に情報提供を行う。

2 措置の対象とする研究者

措置は、被認定者である次の者が対象となる。

ア 研究不正行為があったと認定された研究に係る論文等において、研究不正行為に関与したと認定された著者（共著者を含む。以下同じ。）

イ 研究不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者ではないが、研究不正行為に関与したと認定された者

ウ 研究不正行為に関与したとまでは認定されないものの、研究不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者

3 措置の内容

防衛装備庁は上記2に掲げる者に対して、以下の措置のうち一つあるいは複数の措置を講じる。原則として措置の内容は以下を標準とし、研究不正行為の重大性、悪質性、個々の被認定者の研究不正行為への具体的な関与の度合や研究不正行為があったと認定された研究（グループ）における立場、研究不正行為を防止するための努力の有無等により、事案ごとに定められるものとするが、特に必要と判断するときは、以下によることのない措置をとることを妨げない。

(1) 研究資金の打ち切り

ア 研究不正行為があったと認定された研究に係る研究資金

上記2に掲げる者に対して、研究不正行為があったと認定された研究に係る研究資金の配分を打ち切り、当該研究資金であって、研究不正行為の認定がなされた時点において未だ使用されていない残りの分の研究費及び次年度以降配分が予定されている研究費については、以後配分しない。なお、研究不正行為があったと認定された研究が研究計画の一部である場合、当該研究計画に係る研究全体への資金配分を打ち切るか否かは、措置対象者以外の研究者の取扱いを含めて、事案ごとに防衛装備庁が判断するものとする。

イ 上記ア以外に現に配分されている全ての研究資金

上記2のア及びイに掲げる者に対して、研究不正行為があったと認定された研究に係る研究資金以外の現に配分されている全ての研究資金であって、研究不正行為の認定がなされた時点において未だ使用されていない残りの分の研究費及び次年度以降配分が予定されている研究費については、以下のとおりの措置をとる。

(ア) 措置の対象とする研究者が研究代表者となっている研究の場合

上記2のア及びイに掲げる者が研究代表者となっている研究については打ち切りとし、以後配分しない。

(イ) 措置の対象とする研究者が研究分担者となっている研究の場合

上記2のア及びイに掲げる者が研究分担者となっている研究については、当人による研究費使用を認めない。

(2) 研究資金の申請の不採択

ア 措置の対象とする研究者が研究代表者となっている研究の場合

研究資金で、研究不正行為が認定された時点で上記2に掲げる者を研究代表者として申請されているものについては採択しない。

イ 措置の対象とする研究者が研究分担者となっている研究の場合

研究資金で、研究不正行為が認定された時点で上記2に掲げる者を研究分担者として申請されているものについては、当人を除外しなければ採択しない。また、採択後に、当人が除外されないまま採択されたことが判明した場合は、その採択を取り消すことができる。

(3) 研究不正行為に係る研究資金の返還

研究不正行為があったと認定された研究に配分された研究資金（間接経費若しくは管理費を含む。以下(3)において同じ。）の一部又は全部の返還を求める。返還額については、以下を原則としながら、研究不正行為の悪質性や研究計画全体に与える影響等を考慮して定めるものとする。

なお、ア及びイいずれの場合も、当該研究機関が責任を負うものとする。

ア 未使用研究費等の返還

(ア) 研究全体が打ち切られた場合

当該研究全体が打ち切られたときは、当該研究機関に対し、未使用の研究費の返還並びに契約済みであるが納品されていない場合の契約解除並びに未使用の場合の機器等の物品の返品及びこれに伴う購入費の返還を求める。なお、違約金の支払い義務が発生した場合は当該研究機関の自己負担とする。

(イ) 研究全体が打ち切られていない場合

当該研究全体のうち、研究不正行為があったと認定された研究が研究計

画の一部であり、当該研究全体が打ち切られていないときは、当該研究機関に対し、上記 2 に掲げる研究者が行っていた研究に係る未使用の研究費の返還並びに契約済みであるが納品されていない場合の契約解除並びに未使用の場合の機器等の物品の返品及びこれに伴う購入費の返還を求める。なお、違約金の支払い義務が発生した場合は当該研究機関の自己負担とする。

イ 研究費全額の返還

上記 2 のア及びイに掲げる者が研究の当初から研究不正行為を行うことを意図していた場合など特に悪質な場合は、当該者に係る当該研究に対して配分された研究費の全額の返還を求める。なお、研究不正行為があったと認定された研究が研究計画の一部である場合、当該研究計画に対して配分された研究費の全額の返還を求めるか否かは、事案ごとに防衛装備庁が判断するものとする。

(4) 研究資金への申請及び参加資格の制限

上記 2 に掲げる者に対して、研究不正行為と認定された年度の翌年度以降、研究資金への研究代表者及び研究分担者としての応募及び参加資格を制限する。制限期間については、研究不正行為の重大性、悪質性及び研究不正行為への関与の度合に応じ、競争的資金の適正な執行に関する指針（平成 17 年 9 月 9 日。競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）別表 2 で定める基準に基づいて防衛装備庁が定める。なお、他府省所管の研究資金を活用した研究活動について研究不正行為があった者による申請についても、他府省等が行う研究不正行為に対する措置に応じて同様に扱うものとする。

4 措置と訴訟との関係

防衛装備庁が行う措置と調査機関の認定に関する訴訟との関係については以下のとおりとする。

(1) 措置後に訴訟が提起された場合

防衛装備庁が措置を行った後、調査機関に設置された調査委員会が行った研究不正行為の認定について訴訟が提起された場合であっても、当該認定が不適切である等、当該措置の継続が不適切であると認められる内容の裁判所の判断がなされない限り、当該措置は継続するものとする。

(2) 措置前に訴訟が提起された場合

措置を行う前に、調査機関に設置された調査委員会による研究不正行為の認定について訴訟が提起された場合についても、訴訟の結果を待たずに当該措置を行うことを妨げない。当該措置を行った後の取扱いについては上記(1)によるものとする。

(3) 措置後の訴訟において認定が不適切とされた場合

措置を行った後、調査機関に設置された調査委員会による研究不正行為の認定が不適切であった旨の裁判が確定したときは、直ちに当該措置は撤回される。

ア 研究費の返還がなされていた場合

当該措置により研究費の返還がなされていた場合は、防衛装備庁は、その金額を措置対象者に再交付することができる。

イ 研究費の打ち切りがなされていた場合

当該措置により研究費の打ち切りがなされていた場合は、防衛装備庁は打ち切りの対象となった研究の状況に応じて交付を再開するか否か判断するものとする。

第7 防衛装備庁による研究機関に対する措置等

1 研究機関の組織としての適切な対応の確保

防衛装備庁は、研究不正行為について、研究機関から研究不正行為に関する本調査の実施の決定その他の報告を受けた場合は、必要に応じ、当該研究機関において当該調査が適切に実施されるよう指示を行うとともに、速やかに当該事案の全容を解明して調査を完了させるよう要請し、当該研究機関から提出される調査結果等を踏まえ、関係機関に対して必要な改善を求める。

また、防衛装備庁は、研究不正行為が発生した場合には、研究機関に対し、本指針に基づく体制整備等の状況について書面による報告を求め、また、必要に応じて現地調査を行って、実態を把握する。その結果、研究機関の体制整備等の状況に問題があると防衛装備庁が判断する場合、問題があるとされた研究機関は、問題点について防衛装備庁と協議の上、改善計画を作成し、同計画を実施する。防衛装備庁は、研究機関における同計画の実施状況について確認を行う。

2 研究機関に対する措置

防衛装備庁は、正当な理由なく研究機関による調査が遅れた場合、また、改善計画を履行していないなど、体制整備等の問題が解消されないと判断する場合、当該研究機関に対して必要に応じて次のような是正措置を講じる。なお、是正措置の実施に当たっては、あらかじめ研究機関からの弁明の機会を設けるものとする。

また、是正措置は、当該研究機関の改善が図られていると防衛装備庁が確認した場合に解除される。

(1) 管理条件の付与

当該研究機関に対し、改善事項及びその履行期限を示した管理条件を研究資金の交付継続の条件として課す。

(2) 一部経費の制限

間接経費の削減等、交付する経費を一部減額する。

(3) 配分の停止

当該研究機関関及び当該研究機関に所属する研究者に対する資金の配分を一定期間停止する。

第8 措置内容の公表

防衛装備庁は、第6及び第7に掲げる措置を決定したときは、公表する。

第9 措置内容等の公募要領等への記載

防衛装備庁は、研究不正行為を行った場合に防衛装備庁がとる制裁的措置の内容や措置の対象となる者の範囲について、研究資金の公募要領や委託契約書（付属資料を含む。）等に記載し、研究者がそれをあらかじめ承知して応募あるいは契約するように取り計らうものとする。

第10 履行状況調査の実施

防衛装備庁は、各研究機関における本指針を踏まえた体制整備の状況等を把握するため、研究機関に対し必要に応じて履行状況調査を実施する。履行状況調査は、書面、面接若しくは現地調査又はその組合せにより行う。履行状況調査の結果、体制整備等に不備があることが確認された場合、当該研究機関に対し、その不備について改善事項及びその履行期限を示した管理条件を付すなどにより指導・助言を行う。